



6山北保環第189号
令和6年2月28日

京都産業貨物株式会社
代表取締役 金井 勇人 様

京都府山城北保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的
積替保管施設を設置し、廃プラスチック類及び木くずの混合物を手選別するため
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
八幡市川口高原47番3の一部、久世郡久御山町島田ミスノ56番1の一部
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類及び木くずの混合物の積替保管（手選別）
- 4 事業計画書提出年月日
令和5年1月17日

担当 山城北保健所 環境課 東川
電話 0774-21-2913
E-mail t-higashikawa34@pref.kyoto.lg.jp